

市立霊園からの改葬手続きについて

《利用者が死亡している場合》

墓所利用者が死亡している場合は、先に、利用者の変更（利用権承継）が必要です

《改葬手続きに必要なもの》

書類等

○埋蔵証明申請書 1部

- ※申請者が自書しない場合は、押印してください。
- ※申請者が墓所利用者と異なるときは、利用者の承諾、押印が必要です。（利用者が個人／法人にかかわらず、承諾、押印が必要です。）

○埋蔵証明書（改葬許可申請書）2部

- ※改葬対象者の記載方法等については、事前にお問い合わせください。
- ※同じものを2部提出してください。（1部は区役所の控えになります。）
- ※申請者の押印が必要です。（自書であるかどうかにかかわらず、押印が必要です。）
- ※申請者が墓所利用者（個人）と異なるときは、利用者の承諾、押印が必要です。（利用者が法人の場合は承諾不要です。（承諾者欄は空白にしてください。））

○福岡市霊園利用許可証（窓口に来所する場合のみ。郵送の場合は必要ありません。）

許可証をなくした場合は下記も必要です

- 霊園利用許可証再交付申請書（自書でない場合は印を忘れずに押してください。）
- 下記のいずれかをご用意ください
 - 管理料の納付書（納入通知書）（来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー）
 - 口座振替通知書（納入通知書）（ // ）
 - 運転免許証（ // ）
 - マイナンバーカード（ // ）

手数料

○現金 600円

ただし許可証をなくした場合は900円（埋蔵証明2部600円+許可証再交付300円）

- ◆郵送で申請する場合は、郵便局の定額小為替証書を同封してください。（定額小為替証書は、発行手数料が必要です。）

郵送料

○郵便切手 84円分

埋蔵証明書を郵送希望の場合のみ（窓口に来所する場合は不要です）

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口（市役所4階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話（092）711-4869 FAX（092）401-0025